

# スルメイカの資源管理について

---

令和7年2月4日(火)

令和7管理年度TAC(漁獲可能量)設定に関する意見交換会

水産庁

## 第6回ステークホルダー会合の取りまとめ

- 目標及び漁獲シナリオは、選択肢Dとする。ただし、シナリオが想定していない良い加入が発生していると判断される場合のTACの数量変更について速やかに対応する。
- 目標及び漁獲シナリオは遅くとも3年後に見直しを行う。
- TACの内訳(当初配分＋留保)と留保からの配分ルールは、令和7年1月下旬(実際は2月4日)のTAC意見交換会に向けて数量明示配分の大管管理区分及び道県の関係者と調整する。
- 資源評価について、理解の醸成と内容の改善を図るためにステークホルダーが集まり自由に意見交換を行う場の設定を検討する。
- 沖合底びき網漁業の情報を含め、新たな資源指標を資源評価に反映するとともに、中長期課題として新しいモデルの導入を検討する等資源評価の改善に取り組むこととする。

【選択肢ごとの留保からの配分ルール(イメージ) ※第6回ステークホルダー会議資料4から抜粋】

| 選択肢 | 考え方                                                                                             | R7管理<br>年度TAC<br>(万トン) | うち<br>当初配分<br>(万トン) | うち留保<br>(万トン)                | 留保からの<br>配分ルール                                  |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|---------------------|------------------------------|-------------------------------------------------|
| D   | ■ 暫定管理基準値<br>: 限界管理基準値(案)(秋季発生系群12.3万トン、冬季発生系群14.5万トン)<br>■ 加入の仮定<br>: 近年の低加入が継続(バックワードリサンプリング) | 1.92                   | 1.15                | 0.77<br>(TACの<br>40%の場<br>合) | ① 基本ルール<br>② 1つの管理区分又は一定の時期までの留保からの配分量の上限の設定が必要 |

# TACの内訳（留保の数量）について

- 令和7年度のTAC案(1.92万トン)は、
  - ・ 過去最低の漁獲実績だった令和5年度の漁獲実績(1.57万トン)は上回るものの、
  - ・ 令和3～5年度の3か年平均の漁獲実績(2.23万トン)は下回る。
  - ・ また、令和6管理年度の漁獲量の見込み(1.9～2.1万程度)も下回る。
- 大臣管理区分、都道府県によってスルメイカの盛漁期は異なり、漁獲量の変動も大きい。



留保の数量をある程度余裕をもって確保し、枠の消化が進んでいる配分数量が明示された大臣管理区分と道県に対して漁期中に迅速に配分でき、かつ、「現行水準」の都府県における目安となる数量を超える漁獲の積み上がりを吸収できる仕組みが必要とされる。

- 
- 大臣管理区分と都道府県の漁業の実態その他の事情を勘案し、留保の割合は35%(6,700トン)とする。
  - 全体的に漁獲量が積み上がるような場合の対応は、「良好な加入」が発生した場合のTAC数量の見直しの仕組みで対応する。

# 留保からの配分ルールについて

数量が明示された各大臣管理区分、道県への留保からの配分ルールとして、以下の3つの内容を設けることとする。

## 1 予め資源管理方針に定めたルールに基づく配分(75%ルール)

- 数量が明示された各大臣管理区分、道県への留保からの配分は、**75%ルール**により行う。
- ただし、管理年度の末日までに留保が不足すると見込まれる場合には、この限りではない。
- 留保からの配分に係る漁獲により、過去3年(令和3～5管理年度)の最大の漁獲実績を超えて漁獲された数量については、令和10管理年度以降における漁獲可能量の配分の基礎とされる漁獲実績から除外する。

## 2 期間別の留保からの配分数量の合計の上限

- 管理年度後半に留保が不足することを避ける観点から、**8月末日までに留保から配分する数量の合計の上限は、当初の留保数量の半分**とする。

## 3 数量が明示された各大臣管理区分、道県へ一度に留保から配分する数量の上限(※留保からの配分を繰り返し行うことは可能)

- ◆ 留保から配分された数量の多くが未消化となることを防ぐ観点から、**一度に留保から配分する数量は、期間予測漁獲量とその時点の配分量との差又は当初配分量の半分のうちいずれか小さい数量とする**(日別漁獲量が把握できない場合は、当初配分量の25%とする)。

# 「良好な加入」が発生していると判断する場合のT A Cの数量変更

- 「良好な加入」が発生していると農林水産大臣が判断する場合は、速やかにTACの数量変更に係る手続を行う規定を盛り込んだ資源管理方針の変更案について、パブリックコメントを実施している(締切:2月10日)。
- 最新の資源評価において、令和7管理年度の加入量の予測値は、近年の低加入が継続すると仮定している。

## 【変更後のするめいかの資源管理方針の案(抜粋) ※下線が変更箇所】

### 4 漁獲可能量の算定方法

漁獲可能量は、我が国の生物学的許容漁獲量を超えない量とする。我が国の生物学的許容漁獲量は、水域全体の生物学的許容漁獲量から、外国による漁獲に係るものを除いた値とし、具体的には、令和7年(2025年)から令和9年(2027年)までは、次の(1)及び(2)に掲げる値の合計値に0.6を乗じた値とする。ただし、農林水産大臣は、最新の資源調査の結果や漁獲状況を踏まえ、当該管理年度の資源量の算出に用いられた当該管理年度の加入量の予測値よりも良好な加入が発生していると判断する場合には、利用可能な水産機構の助言等を基に、速やかに漁獲可能量の変更に係る手続を行う。